

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇第16条第2項（法令の定めに基づき電子計算機処理をしたとき）
- ◇第17条第4項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）
- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課・保護担当課）

事業の概要

事業名	進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体 内統合宛名等システムの改修等について
担当課	生活福祉課・保護担当課
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号 法」という。）の改正により、進学準備給付金の支給事務において、情報提供ネットワー クを通じた他自治体との情報連携を可能となったため、関連するシステムの整備を行う。
対象者	区内の生活保護受給者
事業内容	<p>1 事業内容</p> <p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の一部改正により、生活保護受給者の子ども の大学等への進学支援を図ることを目的として進学準備給付金が創設された。区で は平成 30 年 6 月から対象者に対し、進学準備給付金の給付を行っている。</p> <p>令和 2 年 1 月現在、進学準備給付金に関する事務において、支給決定にあたって必 要な情報を取得する際に、他自治体への文書照会及び提供が必要となるが、番号法の 改正により、令和 2 年 6 月から個人番号（符号）を用いた情報連携（照会・提供）が 可能となった。</p> <p>これを受けて区は、番号法改正にもとづく進学準備給付金支給情報の他自治体との 情報連携について、区イントラネットパソコンによる新宿区自治体中間サーバーを介 した情報照会、並びに、団体内統合宛名等システムによる新宿区自治体中間サーバー を介した情報提供を実施し、保護費の適正な支給及び事務処理の利便性の向上を図る。</p> <p>なお、生活保護システムは平成 20 年より導入している（平成 19 年第 6 回本審議会 承認事項）。</p> <p>2 情報連携の概要</p> <p>進学準備給付金の支給情報として「支給年月」「支給額」を連携させる。</p> <p>ア 情報連携項目</p> <p>（新設） 進学準備給付金 支給年月</p> <p>（新設） 進学準備給付金 支給額</p> <p>イ 理由</p> <p>番号法の改正を受けて、進学準備給付金の支給事務に関する情報連携において、 個人番号（符号）を活用し、保護費の適正な支給及び事務処理の利便性の向上を図 るため。</p> <p>ウ 情報連携（照会・提供）方法</p> <p>資料 4 2-1 のとおり</p> <p>3 生活保護受給世帯数（令和元年 9 月 1 日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給世帯数・・・・・・・・・・8, 9 0 1 世帯 ・受給人員・・・・・・・・・・1 0, 1 1 7 人

件名 進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携の開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修等について

保有課(担当課)	生活福祉課・保護担当課
登録業務の名称	法内援護・法外援護
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 区内の生活保護受給者 2 記録項目 資料4 2—2及び資料4 2—3のとおり 3 記録するコンピュータ 生活保護システム(情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー内) 区イントラネットパソコン(生活福祉課・保護担当課内設置) 団体内統合宛名等システム 新宿区自治体中間サーバー
新規開発・追加・変更の理由	番号法の改正を受けて、進学準備給付金の支給に関する情報連携において個人番号(符号)を活用して実施し、保護費の適正な支給及び事務処理の利便性の向上を図るため。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 区イントラネットパソコンによる中間サーバーを介した情報照会の実施 2 団体内統合宛名等システムによる中間サーバーを介した情報提供の実施 3 上記「2」に係る生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修(進学準備給付金に係る「支給年月」「支給額」の情報連携機能の追加)
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 プログラムの移行に使用する外部記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。 5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。 6 データ移行(セットアップ)等の作業には、区職員が立ち会う。 7 本業務に係る作業はすべて庁内で行い、データの持ち出しを禁止する。 8 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及びUSB等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。

	<p>【システム上の対策】</p> <p>1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。</p> <p>2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。</p> <p>3 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。</p> <p>4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。</p> <p>5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p>	
<p>新規開発・追加・ 変更の時期</p>	<p>令和2年2～3月 4～5月 6月</p>	<p>開発 検証 連携開始</p>

件名 進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの外部結合について

保有課(担当課)	生活福祉課・保護担当課
登録業務の名称	法内援護・法外援護
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 区内の生活保護受給者 2 情報項目 資料4 2-2及び資料4 2-3のとおり
結合の相手方	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
結合する理由	番号法改正により、進学準備給付金の支給事務が個人番号利用事務と位置付けられ、個人番号(符号)を用いたシステムによる情報連携(照会・提供)が可能となった。 これを受けて区は、進学準備給付金の支給に関する情報連携において、個人番号(符号)を活用して実施し、保護費の適正な支給及び事務処理の利便性の向上を確保するため、本結合を行う。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を介した結合
結合の開始時期と期間	令和2年6月(情報提供ネットワーク及び国・他自治体等との連携開始)
情報保護対策	外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 1 接続するネットワークは、LGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外には解読不能とする。 3 ファイア・ウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器やサーバーを制御し、通信できるシステムを限定する。 6 団体内統合宛名等システムの利用に当たっては、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外への利用はできないものとする。 7 団体内統合宛名等システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。 8 団体内統合宛名等システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 9 団体内統合宛名等システム及び自治体中間サーバーの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 10 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 11 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。

件名 進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修等業務の委託について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	法内援護・法外援護
委託先	<p>【生活保護システム】 株式会社 アイネス (プロポーザル方式による特命随意契約) ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得</p> <p>【団体内統合宛名等システム】 日本電気株式会社 (プロポーザル方式による特命随意契約) ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 区内の生活保護受給者 2 情報項目 資料4 2-2及び資料4 2-3のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(生活保護システム) ※情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー内
委託理由	上記委託先は、各システムの開発事業者であり、当該システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 システム改修業務 (1) 生活保護システムと団体内統合宛名等システムとの連携機能の追加 2 保守業務 (1) システムの保守・障害復旧 (2) 運用支援、問合せ対応
委託の開始時期及び期限	<ol style="list-style-type: none"> 1 改修業務 令和2年2月から令和2年3月31日まで 2 保守業務 平成31年4月から令和2年3月31日まで(生活保護システムについては、毎年度、改修とは別にシステムの障害対応及び運用保証のための年間保守委託契約を行っている。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 プログラムの移行に使用する外部記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。 5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。 6 データ移行(セットアップ)等の作業には、区職員が立ち会う。 7 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、

	<p>社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託事業者がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 2 改修過程における検証作業においては、委託事業者にダミーデータを使わせる。 3 データ移行（セットアップ）は、委託先のモバイルパソコンにデータを保存することを禁止させるとともに、区職員の立ち会いの元、委託事業者に行わせる。 4 本業務に係る作業は、すべて庁内で行い、データの持ち出しを禁止する。 5 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員の立ち会いに応じさせる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 保守業務にあたっては、アクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ対策を実施させる。 4 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。